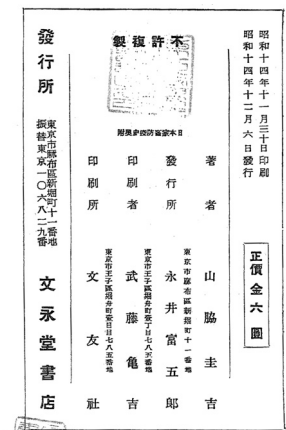
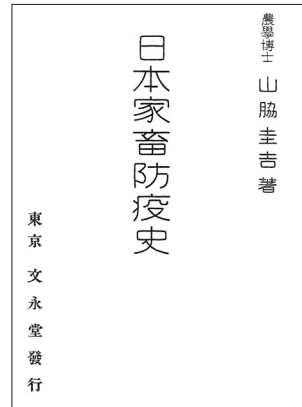


【資料】

温故知新
 日本の家畜防疫の幕明け(1)
 山脇圭吉著 日本家畜防疫史
 (昭和14年文永堂書店発行)

現代字版編集 木田克弥
 (帯広畜産大学 家畜・植物防疫研究室)



はじめに

過日、大学図書館運営委員の同僚教員から「書棚を整理していたらこんな本がありましたよ！」と渡されたのが、本書『山脇圭吉著、日本家畜防疫史』です。酸性紙のためかページの大部分は茶色に変色しています。紙が崩れないよう慎重にページをめくると、文章は旧字体で学生時代の教科書『山極三郎著 家畜病理学総論 (文永堂)』を彷彿させます。早く読みたい気持ちとは裏腹に、読点がほとんどない上に難解な漢字の連続でなかなか進みません。手書き入力電子辞書(新漢語林)を頼りに『自序』を読むと、なんと、本書は我が国における家畜防疫の黎明期の記録のようです。さらに、目次に目をやると、第一編には『明治年代における家畜防疫事情』、第二編

には『大正・昭和年代における家畜伝染病の流行状況と防疫』、そして第三編には『大正・昭和年代における家畜防疫機構の変遷』と、明治から昭和初期の国内における家畜伝染病の発生とその時々日本政府の対応が詳しく記されているようです。特に、第一編第二章は文字通り『本邦家畜防疫の濫觴(らんしょう：起源)』として、明治初頭、海外との交流が活発になる中で、米国よりシベリアで牛疫が発生しているのに注意すべしとの警告を受け、時の政府は急ぎ海港での水際対策をとった様子が記述されています。一旦は奏功したかに思われましたが、第三章『明治初年における家畜伝染病の流行、予防並びに獣医事衛生施設』には、結局、明治5年から10年にかけて牛疫が国内で大発生してしまい、そして、その間の取り組みが記されており、その手法は今日の悪性伝染病発生時の対応とほぼ同じであることに驚かされます。

我が国では、この10年間だけでも口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢症、そして豚熱の脅威に曝されてきました。そこで、温故知新、本書前半部の明治年代における家畜防疫事情の記述(緒言～三章)から、我が国の家畜防疫体制がどのように始まり、構築されてきたのかを振り返りたいと思います。

本書は、史料としての価値は勿論ですが、ノンフィクションの読み物としても大変興味深いものです。転載に際して、文章はできるだけ元の体裁(読み方)を維持しましたが、文章は横書き、漢字は新字体、年号を含む数字も原則としてアラビア数字で表記し、適宜、読点を追加し、さらに現代人にはなじみが薄いと思われる言葉(漢字)については読みと意味を()内に追記しました。とはいえ、著者は古文の知識浅く、読み方には誤りもあると思われそうですが、ご容赦の上、150年前に思いをはせていただければ幸いです。

なお、転載に当たり、著作権確認のために文永堂出版

緒言……………一

第一編 第一章 明治年代における家畜防疫事情……………三

第二章 本邦家畜防疫の濫觴……………四

一 牛疫豫防に関する布告の由来……………四

二 悪性傳染病豫防に関する布告……………六

三 傳染病豫防に就き牛皮輸入禁止の御沙汰……………九

四 悪性傳染病豫防注意の事……………一〇

五 リュンドルベスト説の譯文頒布……………一一

六 畜産物輸入禁止解除の布達……………一五

七 家畜屍體利用に関する布告……………一五

第三章 明治初年に於ける家畜傳染病の流行、豫防並に獣醫事衛生施設……………一六

一 牛疫以外の家畜傳染病の流行……………一六

二 牛疫以外の家畜傳染病の流行……………一六

株式会社に照会したところ、担当者様から「前社長（永井富久様）に聞いてみたが、80年前の発行であり、出版目録もなく、文永堂の出版物であると断定はできない。なお、昔は文永堂書店と称していた」とのご回答をいただきました。そこで、改めて本書の奥付をみると『発行所 永井富五郎』の記載があり、まぎれもなく文永堂の出版物であることが確認されました（永井富五郎氏は文永堂の創業者で、前社長永井富久氏のご尊父とのこと）。また、著作権は著者が所有するが、亡くなられた場合は、死後70年で保護期間が終了する（TPP加入前は50年）とのことで、山脇圭吉先生が亡くなられてから既に73年を経過しているため、現在は著作権フリーであることまでお調べいただきました。種々お調べいただきました文永堂出版株式会社様に心より感謝申し上げます。

自 序

従来本邦家畜防疫史として刊行されたもの、先に農商務省編纂に係る牛疫調査第一次、第二次（明治25～43年）及び大正14年度牛肺疫予防史の三巻がある。もっとも、これ等は単に当面の特殊防疫事情のみに極限されたものであって、本邦家畜防疫の沿革としてその諸般にわたる施設の発達、如何なる動機により如何に構成され、改廃されて今日に至ったか、またその間に処して、為政者の活躍と吾人（ごじん：われわれ）学界の先輩諸氏が、如何にその重責に任じ、獣医学術の発達と畜産の助長擁護に寄与したか、その変遷動行の跡を辿るべき資料の集載したる何物をも見出しえないことは、吾人の常に遺憾とするところであった。特に防疫史としての価値は、その根幹をなすべき実証的事例を集載引照して、その系統的基調の下に調査されたものでなければならぬ。

時に断片的随筆の類のないでもないが、それらは全然資料としての価値をなさないものである。

編者は現在当面の最古参者として、従来、幾多防疫の実際事務に従事し、且つ予防獣医学の調査研究の任にあり。従ってその資料蒐集に付きて比較的便宜の位置に恵まれた関係上、編纂に関し同学諸氏の切なる委嘱と、一つは自らの課せられた意義ある仕事の一つとして、これに系統的解釈を加え、以て広く後進者に伝えることの重責を痛感すると共に、一面、自己のいわゆる温故知新の感興に駆られた結果、ついに本誌刊行の計画に筆を染める事になった。

健全なる畜産の発達は家畜防疫の威力に俟（ま）たねばならぬ。即ち本邦の家畜防疫事務は農林省の主管するところであり、従ってその史料は同省保管公文書中より

拾集することが最も便利であり、正確であらねばならぬ。然るに、大正12年の関東大震災の惨禍は、不幸にもその保管記録の大部分を庁舎と共に烏有に帰していたことは、資料蒐集に当たりては一大障害であった。幸いに編者多年農林本省に勤務し、主として防疫事務に鞅掌（おうしょう：忙しく働いて暇がないこと）せる関係上、その重要公文書中、特に謄写し置きたるものありたるを基礎とし、図書館の渉猟（しょうりょう：文献検索）と、先輩学友諸氏よりの幾多貴重な史料の寄贈とによりて、編纂事務は予期以上の進捗を見、ここに発刊の運に至った事は編者の以て満足とするところである。

もっとも、収録方法に付きては、記事の極端なる要約に務めたと、且つ、編者経験に乏しくその体裁上につきては、自ら顧みて忸怩たるを禁じ得ないのであるが、幸いに当該事情に興味を懐かしむ諸氏に多少なりとも参考となり、且つ、永遠の記録として伝えることが出来たならば編者の悦びは之に過ぎないのである。

昭和14年秋 著者識（しるす）

【緒言に寄せて】

緒言には、江戸末期～明治初期の家畜防疫に関する世界情勢の概説と共に家畜防疫の必要性が説かれています。特に、国家を挙げて家畜防疫に取り組むことの重要性に関する記述は、現代にもそのまま当てはまるものであり、先人の知恵に改めて感銘を覚えます。

緒 言

畜産の発達を阻害するもの、家畜伝染病より甚だしきはない。本疫の流行は往々にして瞬時に畜群を蕩尽（とうじん：むだにする）せしめ、農業畜産の経済的基礎を破壊するのみならず、乳肉等畜産物の供給を滞し、労役の廃絶、貿易の阻害等商工業に、国民保健に、交通に、軍事に、その及ぼすところの影響はまことに広範重大である。また、ある種のものは人類を侵し、あたら（残念なことに）生命を亡くすもの少なからずに至っては、吾人生活上の脅威と言わねばならぬ。従って、これ等恐るべき家畜伝染病の予防制圧は、国家的に、公共的に重要事務であって、一国文明の施設として伝染病予防法の制定を必要とする所以である。世界文明国すべて、これが制定実施を見ざるはなく、英国は1869年、ドイツは1880年、フランスは1877年、ベルギーは1882年、オランダは1870年、イタリアは1888年、北米合衆国は1879年、ロシアは1879年、それぞれ予防条例を發布している。本邦においては、明治4年（1871年）牛疫予防に関する件を、

太政官第二七六号を以て布告されたるを家畜伝染病予防法の濫觴（らんしょう：始まり）とする。

そもそも家畜伝染病の予防制圧に関する記録は、中世紀に至るまでその実施せるものあるを聞かず、家畜伝染病の予防治療は専ら呪そ魔術に一任し、伝染病を一種の天罰なりと迷信し、只管（だかん：一心不乱）神仏の祈祷加護に重きを置いた。これひとり家畜の場合においてのみならず、人類伝染病についても等しく神仏の加護に依頼せるは勿論である。然るに、16世紀に入りて諸科学の勃興に伴い、獣医学術の進歩もまた大いに見るべきものあるに至った。ことに17世紀の初めにおいて、獐悪（どうあく：凶悪）なる家畜伝染病が諸国に流行し、これが病性の研究に従事する者続出した。即ち、1702年欧亜の国境に突発せる牛疫は漸次西方に蔓延して、1712年に至りついに欧州全土を席卷し、更に1740年には第2回の大流行あって、病勢猖獗（しょうけつ：猛威をふるうこと）を極め、ほとんど欧州全土の牛群を一掃して、古今未曾有の惨劇を演出した。

この流行により各国の蒙りたる損害は言語に絶し、一時は畜牛界全滅の非運を招いたという。従って、この大流行が因をなして、家畜伝染病の予防制圧は到底個人の力のみを以てしては、遂行し得らるべきにあらず、公共団体および国家的施設の必要を自覚するに至った。当時、さらに欧州各国にこれらの発生あり、人生に一大脅威を醸し、公衆衛生制度の進捗と相まってほとんど加速度的に家畜伝染病予防法の制定を促し、殊に18世紀に入りては各国ほとんど相前後して予防条例の発布を見、世界文明国における家畜衛生施設はここに新紀元を画するに至ったのである。

本邦においても明治初年、牛疫の侵入を契機として予防条例の発布を見るに至りたることは、これも欧州各国の予防事情とその軌（き：みちすじ）を一にしているのである。幸いに近年、家畜伝染病の流行は、これを往時に比して著しく蔓延の範囲を縮小せるのみならず、牛疫、鷺口瘡、牛肺疫等のごとき恐るべき伝染病は跡を断つに至ったことは、本邦畜産の発達上まことに慶賀すべき事柄であって、爾来（じらい：それ以来）科学の進歩に伴う防疫法の活用、衛生施設の充実、衛生思想の普及の賜物であらねばならぬ。よって、ここに本邦家畜防疫の沿革を述べて、その進歩の跡を訪ね、伝染病の流行とこれに善処した学界の活躍を偲び、いわゆる故きを温ねて新しきを知るの便に供する次第である。

【第一章 明治年代における諸行政官庁によせて】

いよいよ我が国の家畜防疫の黎明期に何が起きていたのか、『明治年代における家畜防疫事情』を読み進んでいきたいと思ひます。第一章では、江戸幕府から明治政府に行政制度が移り、国の仕組みが目まぐるしく変容する中であっても、家畜に関する事務組織は、都度、しっかりと行政政府の中に組み込まれていく様子が記されています。

第一篇 明治年代における家畜防疫事情

第一章 明治年代における諸行政官庁

明治年代における家畜防疫事情を述べるに当たり、当時の関係行政官庁の変遷を知るの必要上、左にその大略を記することとする。

慶応3年10月14日 徳川内府大政返上聞かせられて、摂政、関白の職を廃止され、総裁、議定、参与の三職を置いて万機を行わせられた。慶応4年1月1日を明治元年1月1日と改称され、同年2月5日 布告を以て三職、八局、徴士、貢士の制を定められ、家畜に関する事項は右八局の内 民部局において司られた。明治2年7月8日 官制を改定し三職八省を置き、家畜に関する事項は民部省において司られた。同年7月27日 民部省廃止に付き、家畜に関する事務は大蔵省租税寮へ移管された。同年8月11日 再び民部省設置に付き、家畜の事務は民部省租税寮に移管、同年12月 布告を以て民部、大蔵の両省を合併して大蔵省となされた。同3年7月10日 更に民部、大蔵の両省に別れたるに付き、家畜の事務は民部省租税司において司られた。さらに同4年7月27日 民部省廃止に伴いて家畜に関する事務は大蔵省勸業寮に移管され、同年8月23日 勸業寮を勸農寮と改め、同5年10月 第三〇三号布告を以て勸農寮は廃止されて、家畜に関する事務は再び大蔵省租税寮において行われた。同7年1月9日 布告第一号を以て、内務省が設置されたが為、大蔵省租税寮中 勸農に関する事務は内務省に移管された。明治14年1月 布告第二一号を以て農商務省が設置されたるに付き、内務省勸農の事務は農商務省に移管された。

明治18年12月22日 太政官達第六九号を以て、官制の改革ありて太政官を廃し、内閣総理大臣、内、外務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、通信の各省大臣を以て内閣を組織された。而して明治19年2月26日 勅令第二号を以て、農商務省官制を定められ、家畜伝染病予防に関する事項は農務局において行われた。（法令全書による）

【次号に続く】